

現状・方向性

ア 学校評議員会の機能強化

市立小・中・高・特別支援学校171校の全校に学校評議員を配置し、開かれた学校づくりに取り組んでいる。

イ 学校支援地域本部の設置

地域との連携体制の構築により、地域住民の支援を受け、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを平成25年度より、推進している。（※H28実績：磯辺中・磯辺小・磯辺三小、誉田中・誉田小・誉田東小）

⇒ 上記ア、イの取組み・学校と地域の協力体制の熟度に応じて、順次、これらを統合し、保護者や地域が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会（コミュニティスクール）への移行を目指す。

29年度の取組内容

■学校支援地域本部の拡大（2区6校→6区16校）

4区10校に新規設置（目標：H29年10月活動開始）

◇未設置の4区（中央・花見川・稲毛・若葉）内に設置

松ヶ丘中・松ヶ丘小・仁戸名小、こてはし台中・こてはし台小・横戸小、千草台中・千草台小、白井中・白井小

■既設2区6校の活動の充実（磯辺中・磯辺小・磯辺三小、誉田中・誉田小・誉田東小）

学習支援、環境整備支援、安全見守り支援、放課後こども教室支援、保護者活動支援 等

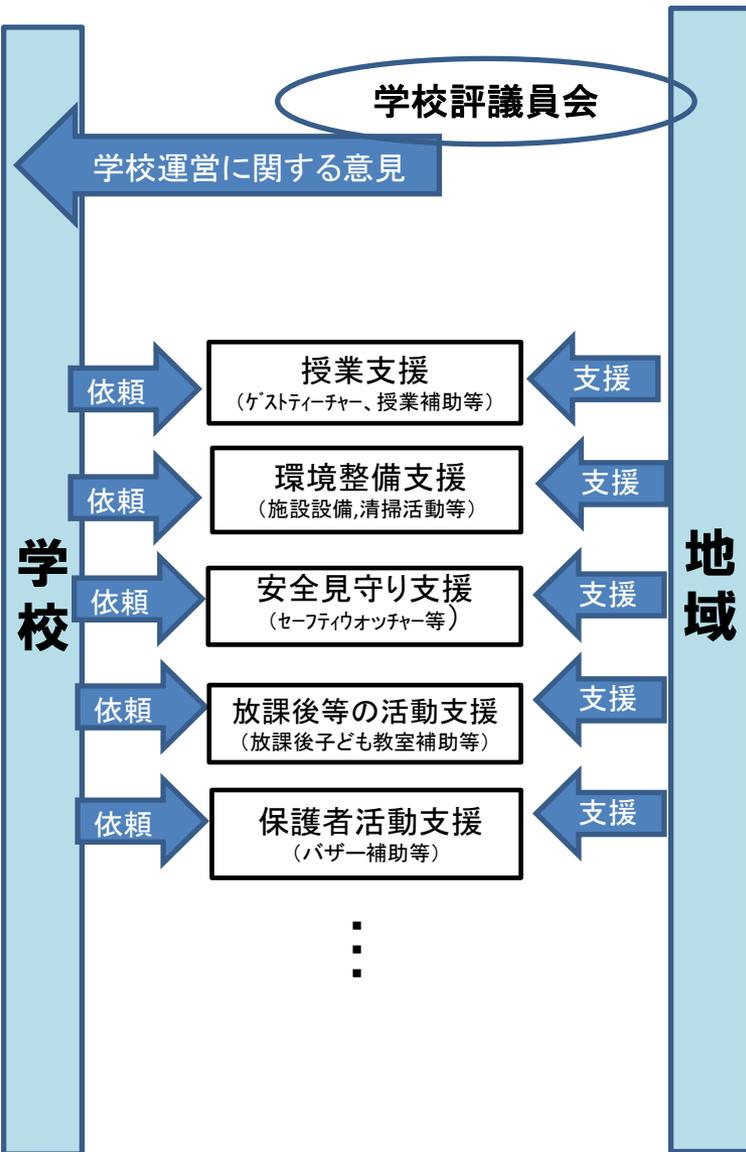
■地域運営委員会との連携

・地域運営庁内連携検討会議の活用などにより、市民局と連携して地域運営委員会への事業説明や協力依頼を実施する。

■千葉市版学校運営協議会（仮称）の検討

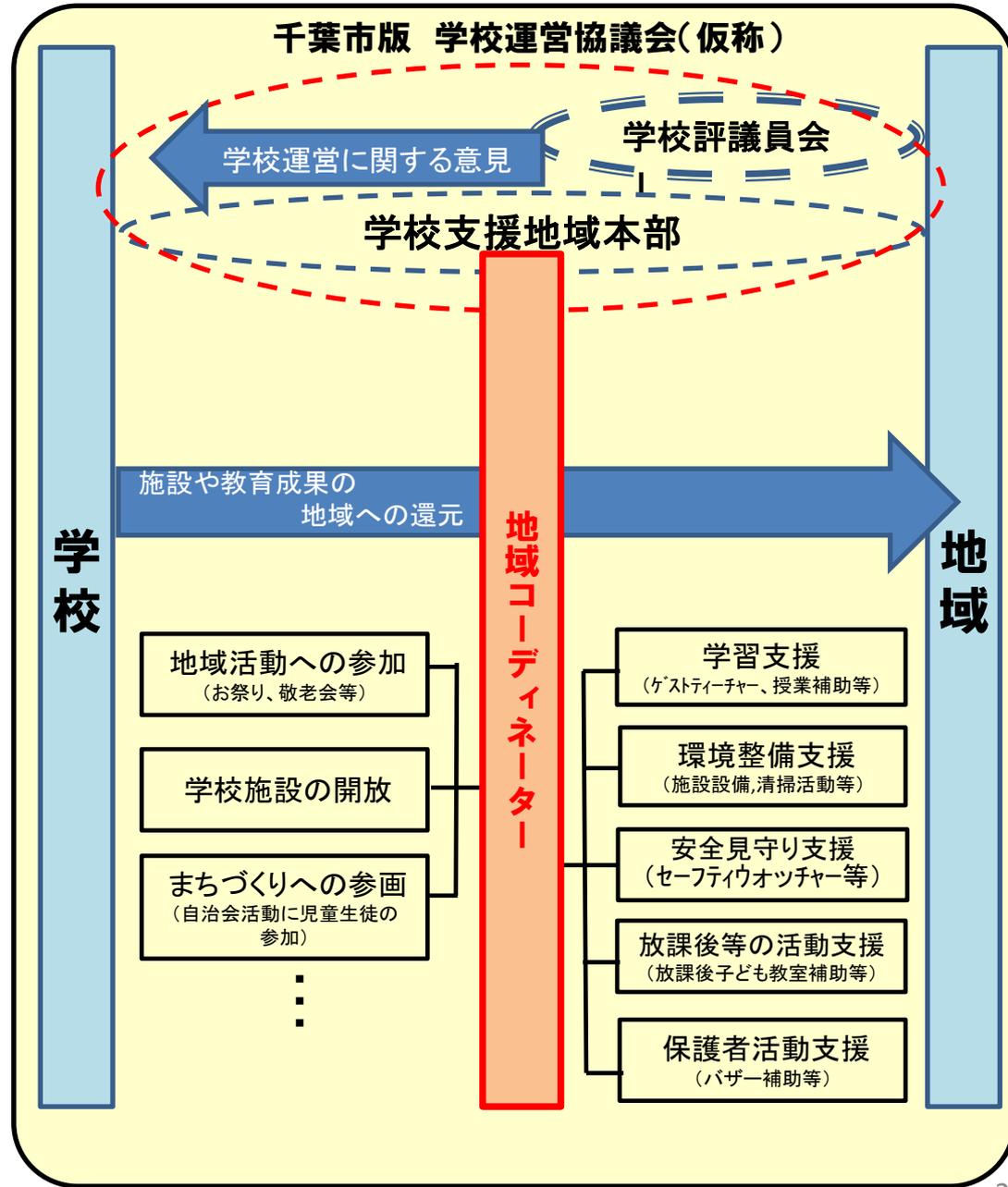
- ・上記の取組みを踏まえ、千葉市にふさわしい学校運営協議会の設置要件の検討を進める。
- ・移行を見据えた、学校評議員会の人選・機能強化を進める。

現在の学校・地域の連携



新たな学校・地域の連携イメージ

参考



(参考)学校評議員制度・学校支援地域本部・学校運営協議会制度の比較

	学校評議員制度	学校支援地域本部	学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、 保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに 、学校としての説明責任を果たす。	地域住民が、 学校の支援を行うもの で、これにより学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。	保護者や地域の住民が 一定の権限と責任を持って学校運営に参画 することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、より良い教育の実現に取り組む。
設置	任意設置	任意設置	任意設置
位置付け	校長が、必要に応じて 学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度	地域住民の ボランティアの集まり で任意団体	学校の運営について、 教育委員会の下部組織として一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制 の機関
法令上の根拠	「学校教育法施行規則」第49条	(法的な措置はない)	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5
資格要件等	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者	学校関係者及び地域の代表者、地域コーディネーター、学校支援ボランティア等、法的措置はないため、特に資格要件等を定めたものはない。	地域住民・保護者その他教育委員会が必要と認める者
任命	校長が推薦し、設置者が委嘱		教育委員会が任命 (非常勤特別職の地方公務員)
主な内容	校長の求めに応じて、学校運営に関する 意見を述べる ことができる。	学校の教育活動の支援	①学校運営に関する基本的な方針について 承認 する。 ②学校運営に関して教育委員会、校長に意見を述べるができる。 ③教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。